

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から同年12月まで
婚姻前に実家に住んでいた時期は、父母が地区の国民年金の係を通じて私の国民年金保険料を家族の保険料に併せて納付していたはずなので、申立期間について父母及び兄は納付済みと記録されているのに私の保険料のみが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の国民年金保険料の納付方法についての供述は、申立人の主張と一致している上、申立人及びその兄の昭和47年度以降の国民年金手帳及び領収書の領収印等によると、日付及び納付場所は同一であり、申立人の家族が保険料と一緒に納付していたことが推認できる。

また、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父母及び兄は、申立期間を含め、被保険者期間についての保険料をおおむね完納しており、申立人の家族の納付意識が高かったことがうかがえることから、申立人の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったことは考え難い。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月頃に払い出されており、申立期間の一部に係る保険料は現年度納付が困難であるが、申立人の兄は申立人と同様に20歳到達の翌年度に記号番号が払い出され、20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得しているにもかかわらず、その遡及期間に係る保険料を納付している状況を考慮すると、申立人の父母が申立人についても同様に遡って保険料を納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年2月までの期間及び9年3月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月から9年2月まで
② 平成9年3月から10年3月まで

私は、申立期間の当時、学生でA地方に住んでいた。実家に納付のお知らせが届き、母親が市役所に出向き、担当者から「学生の間は免除ができます。」と言われたが、母は、免除申請の用紙をもらったが申請せずに保険料を納付したと主張しているのに申立期間①が未納であり、申立期間②は保険料免除となっている。申立期間①及び②を納付済みに記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料についてその母親が、年金の相談に行った際に保険料免除の説明を受けたものの、申請はせずに納付したと主張している。

しかし、オンライン記録及びB市に残された電算記録には免除申請の記録が残されている上、その母親は、納付方法や保険料額について記憶していない。

また、申立期間について申立人の両親は、国民年金保険料を口座振替で納付しており、取引履歴を確認したところ、申立期間の前後を通じて二人分しか確認できず、申立人の保険料納付は確認できない。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

私が27歳か28歳の頃、自宅に市役所職員が来て国民年金の加入勧奨があり、夫と共に自宅で加入手続を行い、保険料は銀行からの口座振替にして納付したはずなのに、申立期間の年金記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和35年か36年頃（申立人が27歳か28歳頃）に夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は46年9月*日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、夫婦の国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、この払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は納付の時効期限を経過している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間の保険料を納付することは困難である。

さらに、申立人は申立期間についてA銀行で口座振替により保険料を納付したとしている。しかしながら、B市は口座振替制度が実施されたのは昭和55年からであるとしていることから、申立人の主張は当時の取扱いと一致しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年12月まで
申立期間は、私のお腹が大きかったため、本人の代理で父が国民年金保険料を銀行に支払に行ってくれたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身のお腹が大きかったため、その父親が国民年金保険料を銀行で納付してくれたと主張しているが、申立期間は、申立人が長男を出産した後であり、お腹が大きかったとする妊娠期間中の保険料はその夫と同日に納付されている。

また、申立期間の保険料は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して納付する時期であり、銀行で支払うことはできない。

さらに、申立期間直前まで保険料の納付に関与していた可能性がある申立人の元夫は、既に亡くなっており、申立期間当時の状況について聞くことができず、申立人が主張する申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人の父親も、亡くなっていることから、当時の納付状況が不明である。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年6月まで
私の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間のほとんどの期間については、納付の時効期限を経過している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料が国民年金の加入手続を行ったとみられる時期に当たる51年2月(国民年金手帳記号番号の払出日)から数か月後の51年9月21日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、その時点で時効にかからない期間の保険料を納付し、申立期間については時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする母は高齢で事情を聴取することができないことから、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。